

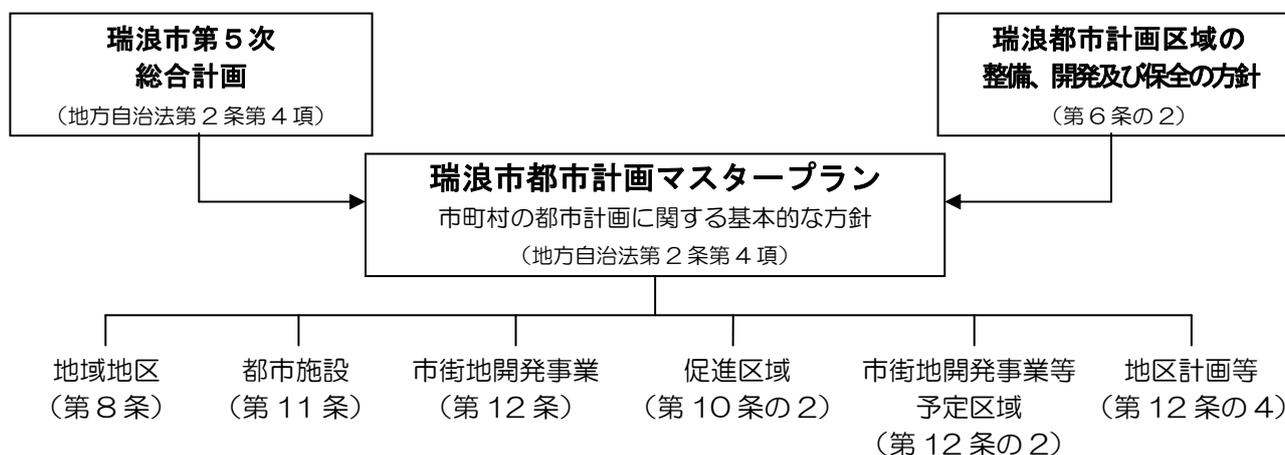
## 序章 計画の基本的事項

### 序-1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるため、長期的な観点から都市の将来像を明らかにするものです。市街地をはじめとして、土地利用や都市施設などのあり方について基本的な方向を示し、あわせて各地域におけるまちづくり方針を定めることにより、瑞浪市の都市計画に関する総合的な指針を定めることを目的とします。

### 序-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、個別具体の都市計画の基本となる計画として位置づけます。



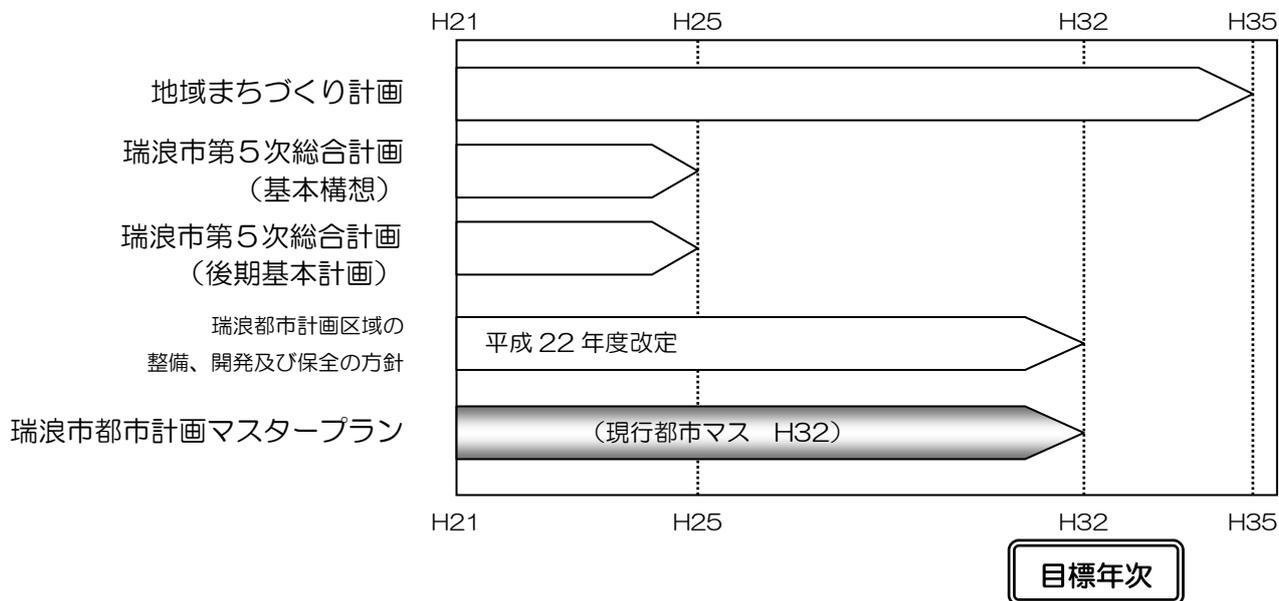
なお、平成16年に現在の瑞浪市都市計画マスタープランを策定・公表しましたが、それから現在に至るまで、社会経済情勢の変化や、都市計画に関する制度面の大幅な改正、上位計画にあたる瑞浪市第5次総合計画（後期基本計画）の策定や瑞浪都市計画区域マスタープラン（瑞浪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、平成22年度）の改定など、大きな変化が起きています。

そのため、これらを踏まえ、瑞浪市都市計画マスタープランについて、現在の状況を踏まえた内容に見直しを行います。具体的な見直しのポイントは以下のとおりで、今後、上位計画等に変更が生じた場合、必要に応じて見直しを図るものとします。

- 将来人口などの、上位計画との整合
- 土地利用や道路網など、社会経済情勢や整備状況を踏まえた見直し

### 序-3 計画期間

計画期間は、「瑞浪市第5次総合計画」や「瑞浪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るとともに、長期的な視野にたち平成32年(2020年)とします。

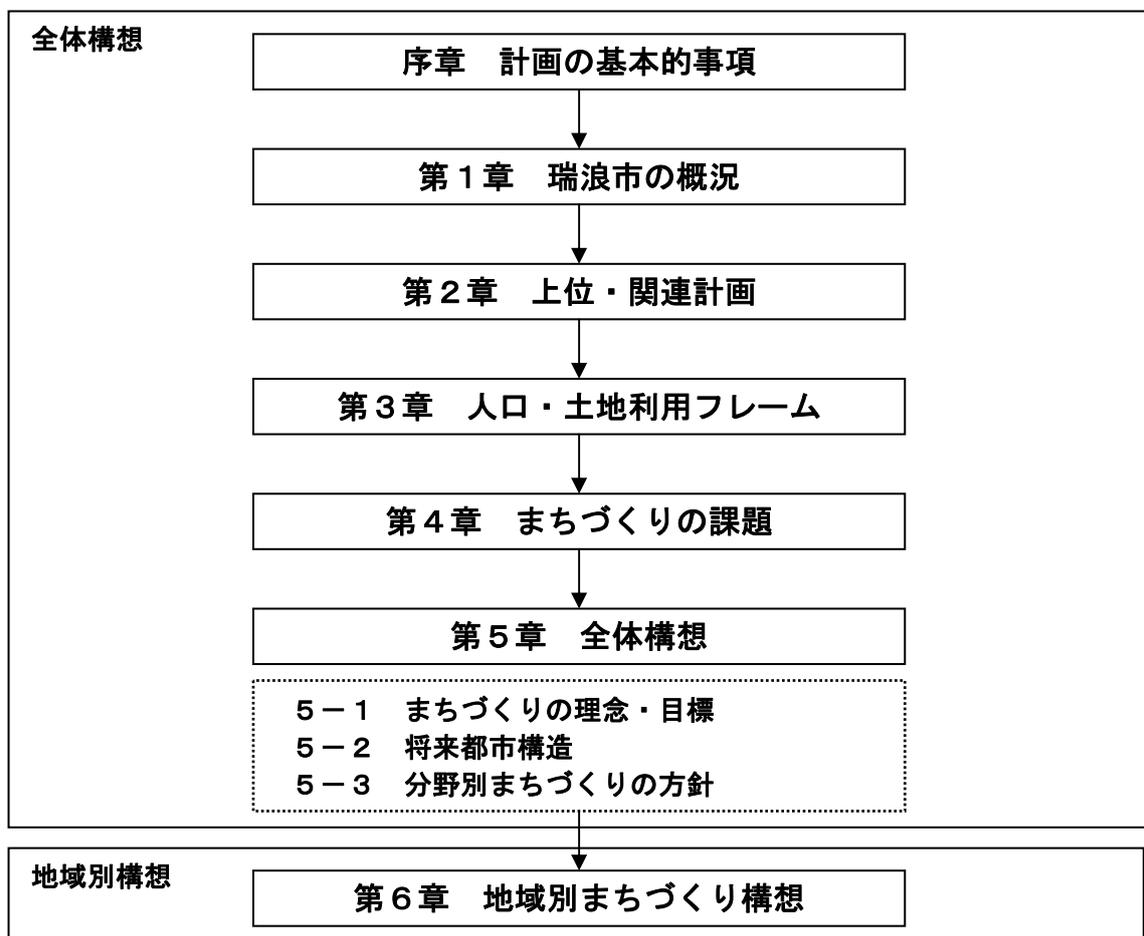


### 序-4 計画区域

計画の区域は、都市計画区域である瑞浪市全域とします。

**序-5 計画の構成**

瑞浪市都市計画マスタープランは、瑞浪市全体を対象として都市の将来像や土地利用、都市施設のあり方を定める「全体構想」と、瑞浪市を8地域に区分して定める「地域別構想」により構成します。



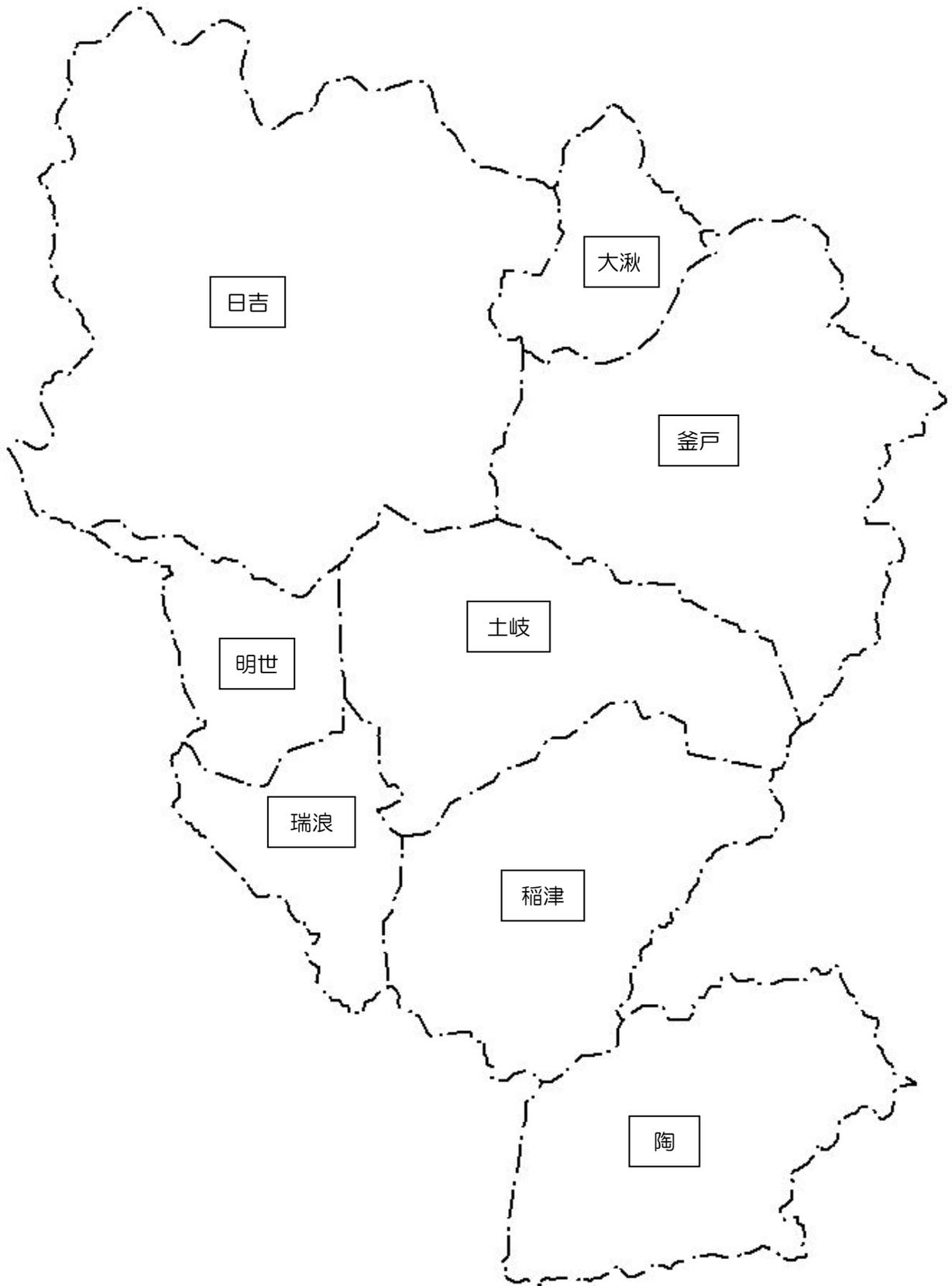


図 序. 1 8地域区分